解散公告

当社は平成二十一年十月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

大阪府柏原市古町二丁目九―四〇―一一六号

有限会社ステージェント

代表清算人　南　さおり

解散公告

当社は、平成二十一年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

福岡市中央区警固三丁目一番一号

栄尚株式会社

代表清算人　大西　尚三

解散公告

当社は、平成二十一年十月七日開催の臨時株主総会の決議により同年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

北九州市若松区浜町二丁目一二番一四号

有限会社ライフエナジー

清算人　久冨　信助

解散公告

当社は、平成二十一年十月五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

福岡県久留米市日吉町一四番地四八　上祥第二ビル二階Ｂ号室

株式会社アービ情報システム

代表清算人　鐘江　剛史

解散公告

当社は、平成二十一年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

福岡県小郡市祇園二丁目八番地七

株式会社Ｍｅｄｉａｔｉｏｎ

代表清算人　多田　法広

解散公告

当社は、平成二十一年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

長崎県雲仙市小浜町北本町九三四番地一

株式会社ウエスト

代表清算人　西山　晶子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年九月三十日に存続期間が満了し、平成二十一年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田一番地

財団法人にかほ市開発公社

清算人　横山　忠長

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年九月十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

福島県田村郡三春町字大町一七八番地

特定非営利活動法人フリースペースみはる

清算人　橋本　征雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十月十七日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

東京都世田谷区船橋五ノ一七ノ一二ノ一〇五

特定非営利活動法人日豪人物及び文化交流協議会

代表清算人　佐藤　昭治

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十一年八月十二日熊本県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

熊本県天草市天草町高浜南四八八番一

清算法人天草町土地改良区

清算人代表　森　安広

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年九月二十七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

鹿児島市上福元町五七五三番地七

特定非営利活動法人ＳＰＯＮＥＴ鹿児島

清算人　小原　和久

第一期決算公告

平成二十一年八月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位　千円）

資産の部　流動資産　三、八九八

負債の部　流動負債　六三

純資産の部　資本金　四、二〇〇

その他利益剰余金　△三六五

平成二十一年十一月十二日

東京都大田区矢口一丁目四番一四号

株式会社フロカートワールド

代表取締役　小川　智史

配当公告

埼玉県越谷市南越谷二丁目六番八号

破産者　有限会社西坂塗料商会

右の者に対するさいたま地方裁判所越谷支部平成二十年（フ）第二九二号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金六九、七四九、六四三円

一、配当することのできる金額　金一二、三〇七、四九七円

平成二十一年十一月十二日

埼玉県越谷市南越谷四丁目二番二号

破産管財人　弁護士　茅沼　英幸

配当公告

三重県津市白山町川口二九一〇番地

破産者　山岡建設株式会社

右の者に対する津地方裁判所平成十九年（フ）第二七三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金三四八、九三二、六〇五円

一、配当することのできる金額　金六七、四九三、一八〇円

平成二十一年十一月十二日

三重県津市丸之内養正町四―一　森永三重ビル二階

破産管財人　飯田　聡

配当公告

鹿児島県出水郡高尾野町上水流八三八番地

破産者　有限会社中央機材

右の者に対する鹿児島地方裁判所川内支部平成十五年（フ）第二五七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　三九、〇八九、〇一〇円

一、配当することのできる金額　一、一六二、二四三円

平成二十一年十一月十二日

鹿児島市山下町一六番一一号

破産管財人　弁護士　新倉　哲朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県袖ヶ浦市代宿八番地、最後の住所北海道古平郡古平町大字歌棄町二〇三番地四つつじ寮　被相続人　亡　長浦　良雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十二日

事務所　北海道小樽市銭函二丁目二番一二号　相続財産管理人司法書士　中村　謙司